

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 支援事業者（法人）の概要

法人名・法人種別	医療法人 信和会 老人保健施設はなぞの
代表者名	蓮澤浩明
所在地・連絡先	(住所) 福岡県大牟田市黄金町1丁目237-1 (電話) 0944-52-8717 (FAX) 0944-53-7853

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所 はなぞの
所在地・連絡先	(住所) 福岡県大牟田市黄金町1丁目237-1 (電話) 0944-52-8717 (FAX) 0944-53-7853
事業所番号	4071500278
管理者の氏名	今岡 慶教

### (2) 事業所の職員体制

	人数	職務の内容
管理者	1名(兼任)	事業所の従業員及び業務を一元的に管理する
介護支援専門員	2名(常任) 1名(兼任)	ケアプランを策定するほか、利用者及びその家族からの相談及び苦情等処理する。
事務職員	1名(兼任)	必要な事務を行う

### (3) 事業の実施地域

事業の実施地域	大牟田市及び荒尾市
---------	-----------

### (4) 営業時間

営業日	営業時間
平日	8:30 ~ 17:00
土曜日	8:30 ~ 12:30

※緊急時等の24時間連絡体制として、上記外の時間においても電話受付しております。

営業しない日	祝日がなかった週の土曜日 (祝日があった週の土曜日は半日出勤) 日曜・祝日・12月31日～1月3日
--------	---

### 3 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

#### (1) サービスの内容

##### ① 居宅サービス計画の作成

ご利用者の家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供できるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

##### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されているよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

##### ③ 要介護等認定の申請代行

##### ④ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業所とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

##### ⑤ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活が営むことが困難となったと認められた場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

##### ⑥ 給付管理業務

#### (2) 利用料金

- 1) 利用料金当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は一ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行いたします。

居宅介護支援費

区分	取り扱い件数	要介護 1.2	要介護 3.4.5
I	45 件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
	45 件以上 60 件未満	544 単位/月	704 単位/月
	60 件以上	326 単位/月	422 単位/月
II	45 件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
	45 件以上 60 件未満	527 単位/月	683 単位/月
	60 件以上	316 単位/月	410 単位/月

※ IIについては、一定の情報通信機器（I T C）の活用又は事務員の配置を行っている場合に算定できる。

加 算

初期加算	300 単位/月
入院時連携加算	入院時連携加算（I） 250 単位/月
	入院時連携加算（II） 200 単位/月
退院・退所加算	カンファレンス参加 無 450～600 単位
	カンファレンス参加 有 600～900 単位
通院時情報連携加算	50 単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回
特定事業所加算（III）	323 単位/月

4 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該居宅介護支援専門員が業務上不適当と思われる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

5 サービス提供における事業所の義務

(1) ご利用者提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の

日から5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。

- (2) 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (3) 同一事業所（訪問介護・訪問看護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）の提供割合について、口頭と別紙の文書で説明を行います。

## 6 虐待防止

虐待は、ご利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所（法人）は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待防止のための研修会を定期的実施します。
- ・虐待防止の措置を適切に実施するための担当者（管理者）を設置します。

## 7 ハラスメント対策

- (1) 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者及びそのご家族または身元保証人等からの事業所や従業員、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

## 8 感染症の予防及びまん延防止

事業所（法人）は、感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会を開催し、その結果について事業所内で周知します。
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備をします。
- ・感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的実施します。

## 9 事故発生時の対応方法

事業者、介護支援専門員又は従業員が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに主治医やご利用者の家族等に連絡を行うなど必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のた

めに対策を講じます。

#### 10 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご利用者の故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 11 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の有効期間満了までですが、契約期間満了の2日までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合は、自動的に更新されます。契約期間中に、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所の契約は終了します。

- (1) ご利用者が死亡された場合
- (2) 要介護認定によりご利用者の心身の状態が自立と判定された場合
- (3) ご利用者が介護保険施設等に入所し、居宅サービス計画の必要性がなくなった場合
- (4) ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合  
契約の有効期間であってもご利用者から利用契約を解約することができます。その場合は、契約終了を希望する日の7日前までに解約届けをご提出下さい。
- (5) 事業所から契約解除を申し出た場合

#### 12 サービス内容に関する苦情の連絡先

大牟田市福祉課 介護保険担当	電話	0944 - 41 - 2683
	FAX	0944 - 41 - 2662
	対応時間 平日	8 : 30～17 : 15
荒尾市介護保険係	電話	0968 - 63 - 1418
	対応時間 平日	8 : 30～17 : 00
国民健康保険団体連合会 (福岡県)	電話	092 - 642 - 7859
	FAX	092 - 642 - 7856
	対応時間 平日	8 : 30～17 : 00
国民健康保険団体連合会 (熊本県)	電話	096 - 214 - 1101
	FAX	096 - 214 - 1105
	対応時間 平日	8 : 30～17 : 00

当事業所相談窓口 管理者 今岡 慶教	電話	0944 - 52 - 8717
	FAX	0944 - 53 - 7853
	対応時間 平日	8 : 30～17 : 00

- 居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 はなぞの

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

- 私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者  
(代筆の場合) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)

代理人  
(選任した場合) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)